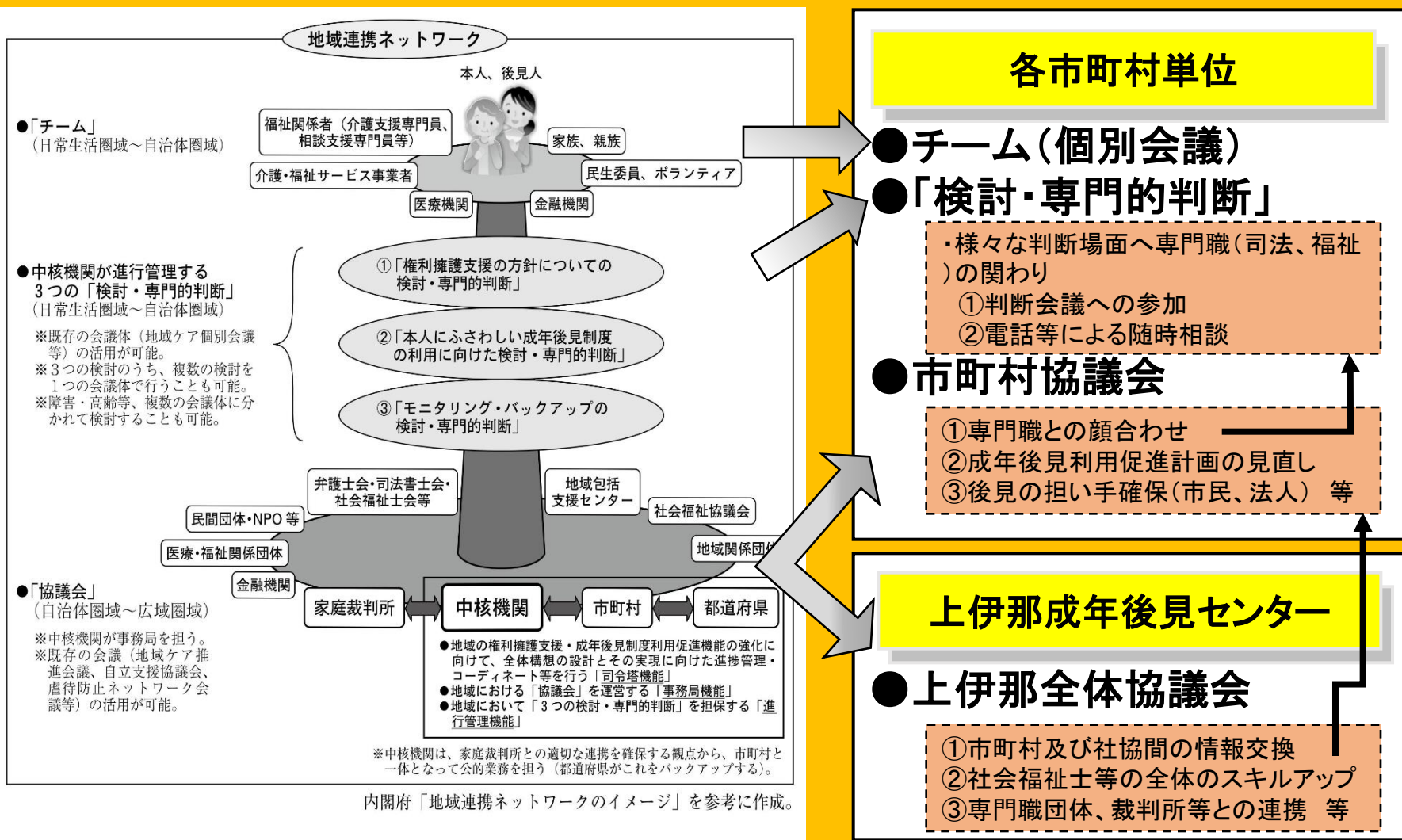


令和8年度 箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会

令和8年7月2日(木)
箕輪町役場3階講堂

地域連携ネットワークの構築

専門職との連携強化と、上伊那全体のボトムアップに向けて



上伊那全体協議会

上伊那成年後見センター

全体協議会

権利擁護支援の
スキルアップ

＜年2～3回程度開催＞

- ①市町村及び社協間の情報交換
- ②専門職団体・裁判所等との連携
- ③新しい情報・現状の共有

＜年4回程度開催＞

中核機関実務者のスキルアップ研修

上伊那全体での協議事項の吸い上げ・協議結果の反映

箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会

福祉課

協議会

＜年2回定期開催＞ 出席：委員全員

- ①顔の見える関係づくり
- ②情報交換・行政からの報告
- ③専門部会での検討事項の確認
- ④町計画への助言

検討・専門判断部会

＜必要に応じて開催＞ 出席：関係委員

- ①権利擁護にかかる町に求められる機能・役割への助言
- ②連携を円滑に行うための支援方針等の検討や助言
- ③成年後見利用支援制度の検討 など

個別ケース
会議

個別ケース
会議

＜随時開催＞ 出席：関係委員

- ①個別ケースの検討
 - ・成年後見制度利用の判断・検討への助言
 - ・虐待対応への助言
 - ・後見人候補者の選任
 - ・町の権限行使等に関する助言 など

中核機関（福祉課）

- ・3つの専門的判断・検討
- ・チームへの後見人等の加入支援
- ・後見人就任後の支援状況のモニタリング

チーム（サービス事業所・後見人等）

- ・権利擁護支援の必要性・方針の検討
- ・支援状況のモニタリング

箕輪町の現状

高齢者

箕輪町高齢化率（令和8年4月1日現在）						
区・町	総人口	65歳以上	75歳以上	高齢化率	参考	
				R8.4.1	R3.4.1	R7.4.1
箕輪町	24,105	7,370	4,486	30.6%	29.8%	30.4%

出典：毎月人口統計により福祉課作成(外国人を含む)

0.8%増加

障がい者

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
身体手帳	953	929	912	907	922
療育手帳	243	262	275	289	302
精神障害者保健 福祉手帳	367	390	424	463	496

高齢者虐待の状況 (R7)

(1) 相談件数(件)

R 4	16
R 5	13
R 6	6
R 7	7

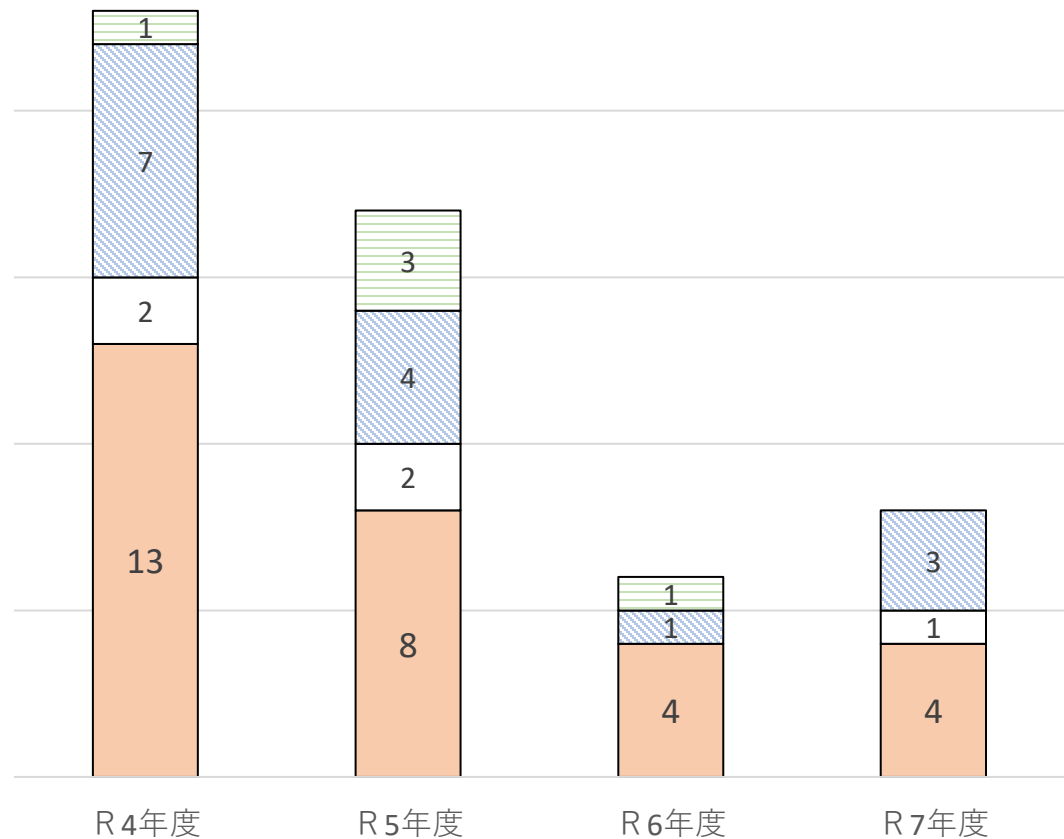
相談・通報者 (R7内訳)

介護支援専門員	2
警察	2
民生委員	0
隣近所	0
家族・親族・同居人	2
本人	1
専門職その他	0

(医療関係者など)

(2) 相談・通報 類型

(複数掲載)



■ 身体的虐待 □ ネグレクト ■ 心理的虐待
■ 性的虐待 □ 経済的虐待

高齢者虐待の状況（R7）

（１）被虐待者の性別・年齢・虐待類型（判定済）

性別	人数	年齢	人数	類型	人数
男	2	60代	0	身体	4
女	3	70代	3	心理	2
		80代	2	経済	0
		90代	0	性的	0
				ネグレクト	0

（２）被虐待者の認知症の程度
虐待類型（判定済）

区分	人数
介護保険未申請	4
要介護認定済認知症なし、自立度Ⅰ	0
認知症自立度Ⅱ	0
認知症自立度Ⅲ以上	1

（３）家族における虐待者の内訳

子（息子）	子（娘）	配偶者 (パートナー含む)	孫	兄弟姉妹	その他
0	0	4	0	0	1

障がい者虐待の状況（R7）

（１）相談件数

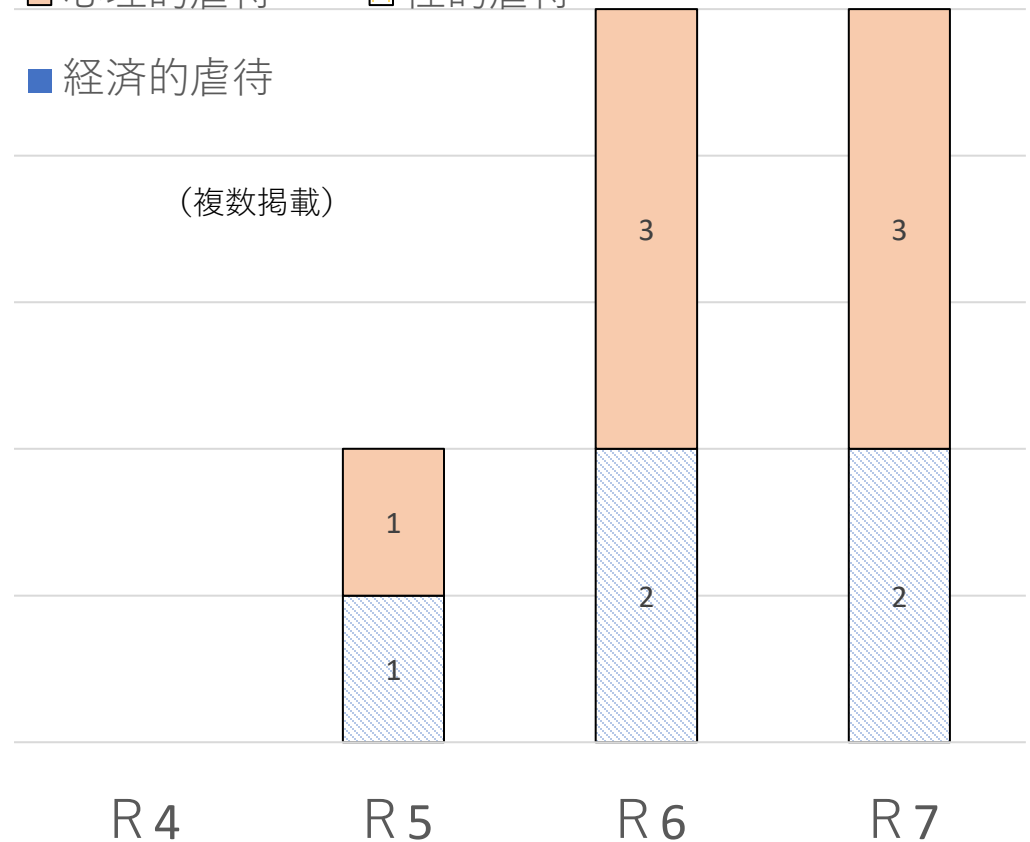
	計	知的	精神	不明
R4	0	0	0	0
R5	1	0	1	0
R6	5	3	2	0
R7	5	2	1	2

相談・通報者（R 7）

警察	0
民生委員	0
隣近所	1
家族・親族・同居人	1
本人	1
専門職・その他	1
県	1
労働局	0

（２）相談・通報 類型

- 身体的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待



障がい者虐待の状況（R7）

（１）被虐待者の性別・年齢・虐待類型（判定済）

性別	人数	年齢	人数	類型	人数
男	0	50代	1	身体	1
女	1			心理	0
				経済	0
				性的	0
				ネグレクト	0

（２）被虐待者の障害区分の程度
虐待類型（判定済）

区分	人数
認定無し	0
区分 1	0
区分 2	0
区分 3	0
区分 4	1
区分 5	0
区分 6	0

（３）家族における虐待者の内訳

子（息子）	子（娘）	配偶者 (パートナー含む)	孫	兄弟姉妹	その他
0	0	1	0	0	0

成年後見制度等の利用状況

(1) 成年後見制度利用支援状況 (件)

	R 4	R 5	R 6	R 7
町長申立	2	4	5	4
書類作成 支援 (専門職への つなぎ含む)	4	7	4	4
相談のみ	17	8	11	8

(2) 成年後見制度利用支援事業 (件)

	R 5	R 6	R 7
申立費用 助成	0	1	3
後見等報酬 助成	2	5	5

※ R 5 年度から成年後見制度利用支援事業を拡大しました

(3) 成年後見制度利用者数 (件)

	R 5	R 6	R 7
後見	26	29	29
保佐	3	8	11
補助	1	3	3
任意後見	0	0	0

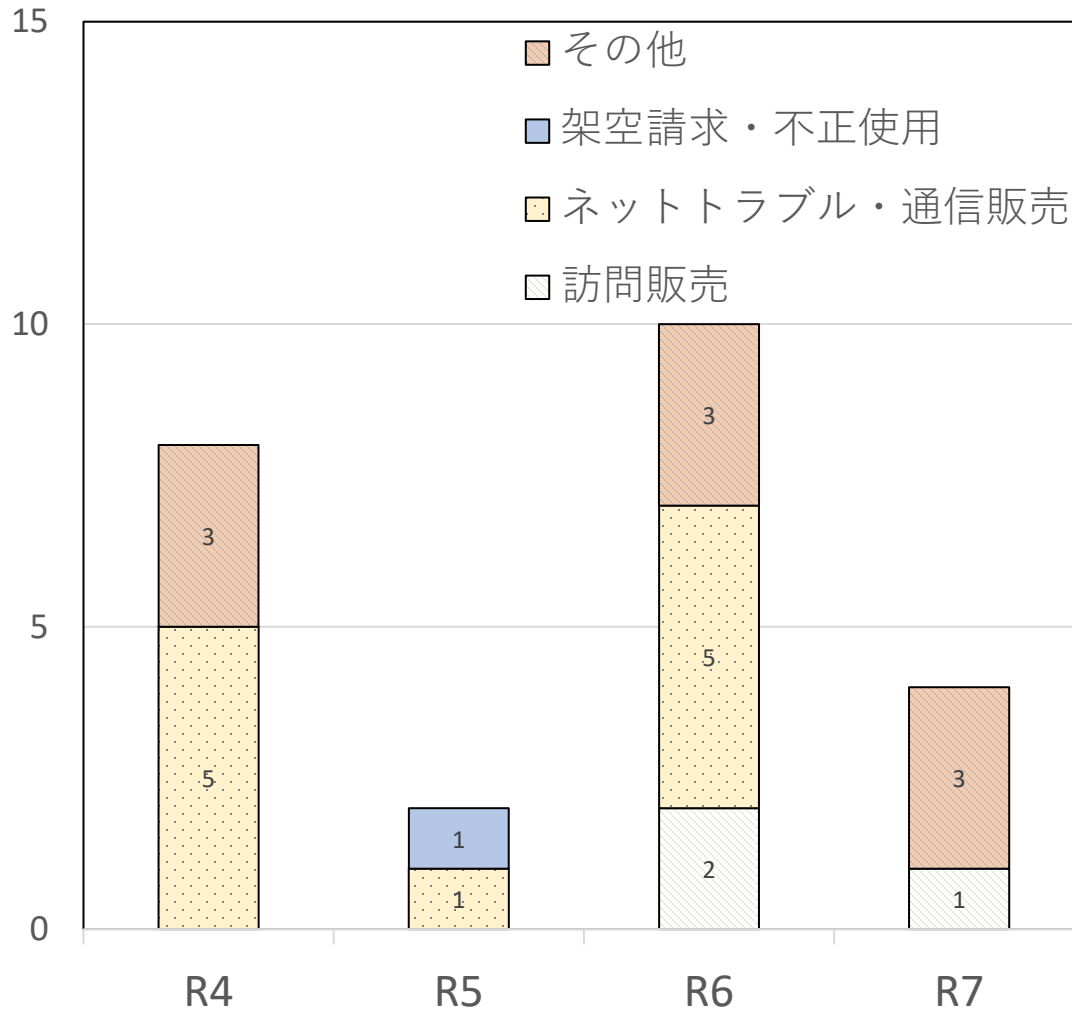
長野家庭裁判所資料提供

(4) 町社協金銭管理事業・日常生活自立支援事業状況

	R 5	R 6	R 7
金銭管理事業契約者数	22	14	15
延支援回数	524	328	345
日常生活自立支援事業 契約者数	11	6	5
延べ支援回数	373	394	392

消費者被害の状況（R7）

（１）町への相談件数



（２）機器設置補助金申請件数

※特殊詐欺等被害防止対策機器を購入設置した世帯への補助金交付

年度	件数
R 4	1
R 5	6
R 6	18
R 7	17

権利擁護事業 啓発・周知

【みのわの実掲載】

- 高齢者・障がい者虐待について
- 成年後見制度について
- 終活について(おひとり様予備軍)
- エンディングノート無料配布
- 【終活セミナーの開催:公民館との共催】
- 相続に関する講話等

これって高齢者・障がい者 虐待?・不適切なケア?

これって高齢者・障がい者 虐待?・不適切なケア?

「虐待」という言葉を聞くと、「悪意を持って行う、悪い行為」を想像しがちですが、実際は、本人の面倒を介護している方(ケアしている方)は自覚がない場合も多く不適切なケアになってしまっていることもあります。しかし、こうした虐待行為が日常化していくことで、生命に関わる虐待に至ってしまうこともあります。



例えば、どんなこと?

これはしつだけから…

- 言うこと聞かないので、怒鳴ったりしている
- 良いこと・悪いことを分かってもらうために、叩いたり、つねったりする

どうせ何も分らないし…

- 言っても分からないので、汚い・臭い・役立たず等という
- 訴えがないので食事を量減らし与えられない、入浴させない

介護がこれ以上大変になっても困るな…

- トイレの失敗をしないように、水分や食事を控えさせる
- 落ちたら怖いのでベッドに縛り付けたり褥などベッドから出られない様にする

家族のお金だから自分のことに使っても…

- 本人の財産を無断で使ったり、売却したりする
- お金を一切渡さない
- 必要な受診や介護サービス等を受けさせないように制限する



「この人のためにやっているのだから」「自分は頑張って介護をしているからこのくらいは仕方ない」という思いが障がい者・高齢者虐待に繋がることもあります。本人は、虐待行為に悩んでいるにもかかわらずその事実を隠そうとすることがあり、周囲にやっと助けを求めた時には危機的な状況に陥っていることもあります。こうした状況を防ぐためには、周囲ができるだけ早く障がい者・高齢者と介護者の SOS に気づき、町福祉課、地域包括支援センターや各福祉協議会に助けを求めることが大切です。

虐待かもしれない…相談したい…と思ったら、下記の問合せ先までご相談ください。(相談費の情報は外務省のホームページに掲載されています)

町 福祉課 高齢者あんしん係(地域包括支援センター) 0265-70-6622 (直線)
福祉課 障がい福祉係 0265-79-3162

知って安心！「成年後見制度」



成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。また、法定後見制度は、判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

法定後見制度			任意後見制度
後見	保佐	補助	判断能力が十分うちに、特に判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ「任意」を認めておく制度
本人の判断能力が欠けているのは通常の状態で、回復の見込みが低い	本人の判断能力が著しく不十分で、大切な財産の管理が難しい	本人の判断能力が不十分で、大切な財産の管理が難しい	

家庭裁判所が、判断能力の程度に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」を選任します。成年後見人等は、親族の方、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、法人などから選任されます。

こんな事業やっています!!

成年後見制度利用支援事業

- ・ 収入と支出の管理
- ・ 定期預金の契約、解約
- ・ 不動産の管理、保存、処分
- ・ 入居等に際する契約
- ・ 不審な契約の取り消し
- ・ 老人ホーム等の施設入所手続き
- ・ 葬事の世話や介護
- ・ 結婚や離婚、養子縁組の手続き
- ・ 医師行為の同意
- ・ 入院や施設入所時の保証人や身元引受人になること
- ・ 本人死亡後の自宅の片づけ

何ができるの？

できないこと

できること



「終活」とは、人生の最期を「よりよく迎えるため」の準備・整理をする活動です。

高齢化、人口減少、世帯構成の変化によって、高齢者でも同居家族が減少し、高齢者のみの世帯やおひとりさまの世帯が増えています。元気なうちから準備しておくことで、自分も残される家族も安心です。

家族や周囲に迷惑をかけたくない...

準備がまだだと、何かと手をつけたい...

まずは「ご自身が取り掛かりやすいこと」から始めてみませんか？

同僚的に

物品の整理
要・不要のものを整理する【お掃除】

財産の整理
資産の全体像を把握して、何があるかを整理する

エンディングノート・遺言書の作成
遺言や介護、死後のことなど、伝えたい思いをまとめる

年賀状

アルバム

遺言書

不動産

保険・証券

デジタル遺産 (スマホ・SNS)

エンディングノートは、地域包括支援センターにて無料でお渡ししています。

Let's 終活! 人生をより豊かにする前向きな活動として、「終活」に取り組んでみませんか？

これからの箕輪町の 権利擁護について



箕輪町権利擁護支援促進計画 成年後見制度利用促進計画について

平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

国は成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市町村計画の策定、市町村での中核機関の整備や市町村での協議体等の合議体の設置を目標として掲げ、町ではこれまでに中核機関を上伊那成年後見センターと役割分担をしたうえで設置し、令和3年3月には成年後見制度利用促進基本計画（6か年計画）を策定しました。

令和5年度に計画の中間評価を行い、令和8年度は全体評価を行います。

令和9年度 「箕輪町権利擁護支援促進計画・成年後見制度利用促進計画（仮）」を策定予定

※本協議会は、成年後見制度利用促進計画における合議体として位置づけ権利擁護全般を検討してもらう場としています。

誰もが安心して自分らしく最後まで暮らし続けられる町を目指す

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との運動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

身寄りのない高齢者等問題

※身寄りのない = 家族がいない／頼れない／頼らない を含む

家族が
いない
または
頼れない

家族とは
疎遠に
なっている

自分は大丈夫
という考え

本人

病気・認知症・
死のことは
考えたくない

頼れる家族がいない中
認知機能の低下に伴い
意思決定・お金の管理ができない

介護保険制度

介護が必要な場合
サポート範囲が限定的

成年後見制度

判断能力が不十分
な場合

生活保護制度

経済的に困窮している
場合

高齢者等終身 サポート事業者

(営利・非営利を含む)
認証等による信頼性向上は
これから

制度

その他
民間サービス
利用できる層が
限られる

さまざまな制度や事業はあるが、
対象者全員に対して
十分に機能しているとはいえない

起こっている問題

- 「ちょっとしたこと」
(ゴミ出し、風呂掃除など)
が出来なくなり、
生活レベルが低下
- 緊急連絡先がなく
入院できない
- 手術の同意者がおらず
治療が受けられない
- 退院後の
生活の手配ができない
- ペットの世話ができない
住居を探せない
- 身元保証人が
いないことで
高齢者施設への
入居が難しい
- 本人の希望に沿った
葬儀・埋葬
財産の配分
などできない

自宅で

日常生活行為が
難しくなるとき
ゴミ屋敷や家賃未納の
問題が発生



医療機関で

入院時や、医療の
重大な処置を受けるとき
救急車同乗や入院後の
フォローをする人がいない



自宅(在宅介護利用)

退院後、
生活を再構築するとき
日常生活のための判断や
手配を支援する人がいない



長期療養中

サービスや居住場所を
見直すとき
施設探しや不用品の
処分ができない



死後

亡くなったとき
親族探しや残置物
の処理ができない



地域の住民
管理組合 民生委員
自治会・町内会

周囲にいる関係者

市区町村

住まいの貸主
賃貸管理会社

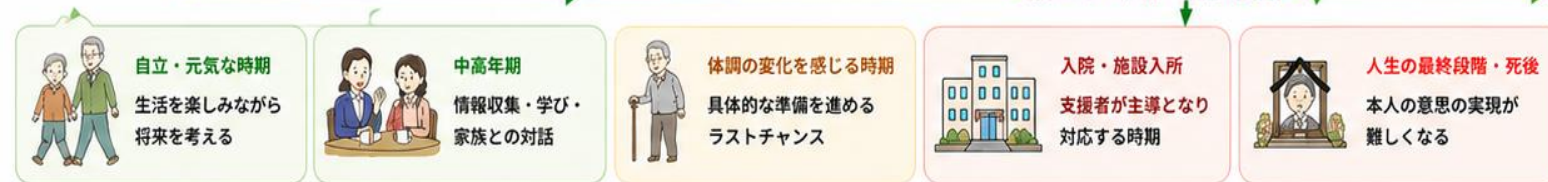
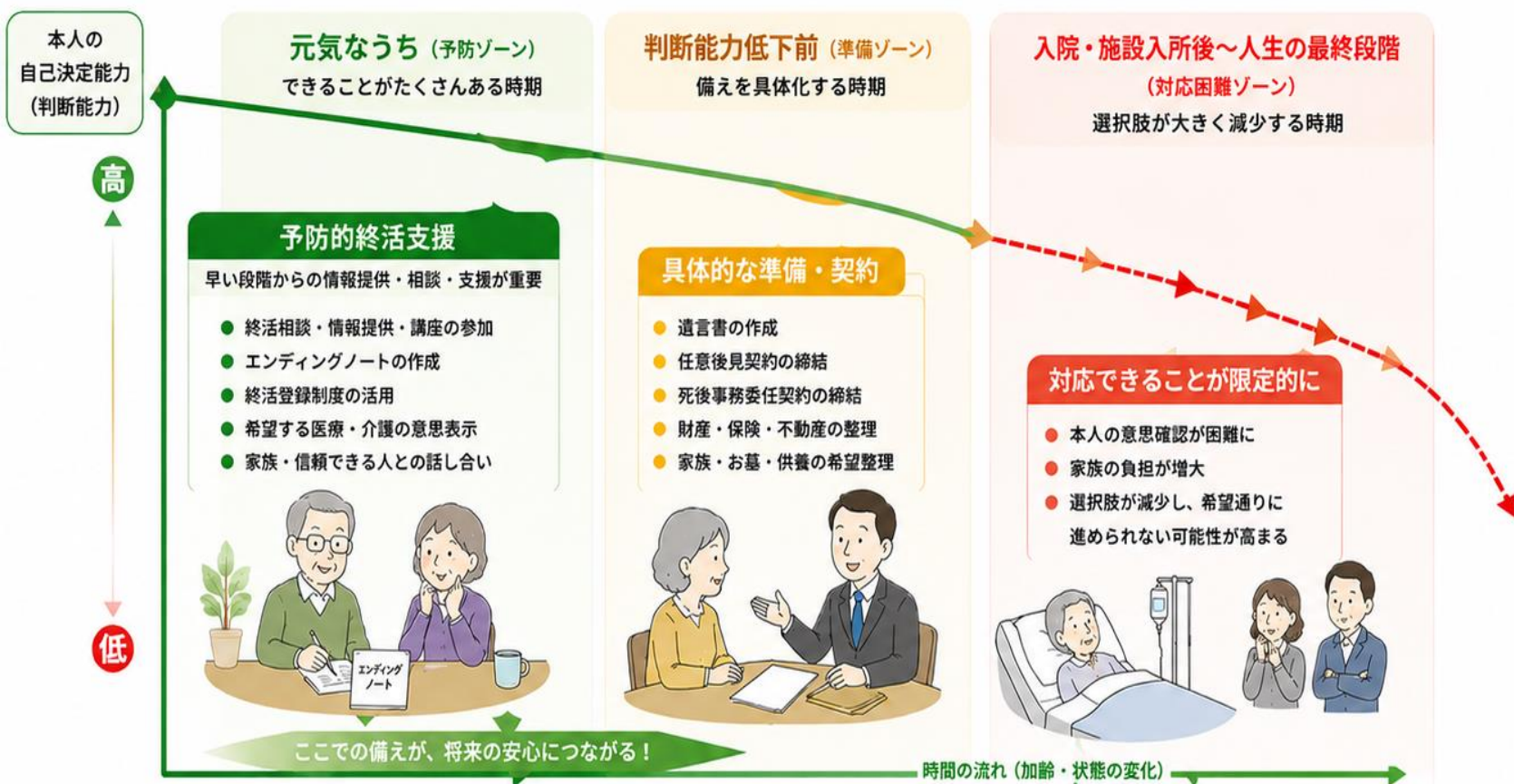
家族が担ってきた多様な課題に、
職務外・権限外で
対応せざるを得ない

地域包括
支援センター

[監修]
黒澤 史津乃
OAGウェルビー-R
代表取締役
沢村 香苗
日本総研 創発戦略センター
シニアスペシャリスト

終活支援は“予防的アプローチ” 元気なうちから備える ～元気なうちからの備えが、本人の意思と尊厳を守る～

リエイブルメントの考え方を終活に応用 ～元気なうちから備えることで、支援の選択肢を最大化～



元気なうちからの「予防的終活支援」で、本人の意思を尊重し、安心して暮らせる地域づくりを目指します

箕輪町の施策イメージ（案）



相談窓口

終活関連の各種相談

相談内容に応じて専門機関、福祉課以外の庁舎内（関係部署）との連携、相談機能の充実

新 終活登録制度（仮）

緊急連絡先や墓の所在地、葬儀会社等の情報を町に登録し、指定した関係者へ情報開示。情報登録した単身高齢者には、緊急通報システム等福祉サービスの紹介を含め、見守りも検討していく。

エンディングノート配布、ACP周知

町民への配布に努める。
今後、関係団体へ内容を検討し、共通して掲載すること今後独自のエンディングノートを作成していく

新 エンディングサポート事業（仮）

死後事務に関する相談

葬儀関係、遺品整理、相続等で「終活」に関連する業界団体等と協力締結を図り、終活窓口との連携をする。生前の葬儀相談については、専門的な業者との橋渡しをする。また、葬儀費用の積み立てを行う制度を紹介する。（事業化していく）

広報周知

終活セミナー等の開催

死後事務については国の動向を見ながら随時検討していきます

終活支援の先進事例比較と箕輪町の取組のイメージ

～松本市・大和市・福岡市社協の取組から～

誰もが安心して自分らしく
最期まで暮らせる地域へ

松本市 終活登録事業 【登録制度型】



上流
きっかけ・意思の整理

・本人が元気なうちに終活情報を登録
・自分の想いや希望を整理

エンディングノート等
市役所窓口・オンラインで登録

松本市終活登録システムで情報を保管

医療・介護 財産・相続 葬儀・お墓 連絡先 その他メッセージ

必要な時に、登録情報をもとに支援

医療機関 介護事業所等 松本市役所（関係部署） 警察・消防（緊急時）

本人の意思を確認し、円滑な支援につなげる

大和市 終活支援事業 【相談＋登録・生前準備支援型】



終活のきっかけ・相談

・終活コンシェルジュによる相談
・終活講座、イベント
・エンディングノート配布
・相談・葬儀・お墓等の相談

生前準備の支援と登録制度「ツナグ」

遺言書作成支援 死後事務委任・生前契約支援 終活登録制度「ツナグ」に登録

・緊急連絡先
・葬儀契約情報
・お墓の場所
・遺言書保管場所など

もしもの時に情報を活用し、適切に支援

緊急連絡先へ連絡 葬儀契約内容の確認・実施 お墓情報の確認 遺言書保管場所の確認

相談から死後まで切れ目なく支援

福岡市社会福祉協議会の取組 【地域伴走・支援型】



相談・安心づくり（上流）

・終活相談（電話・面談）
・エンディングノートの活用支援
・意思決定支援、関係づくり
・各種制度やサービスの案内

見守り・生活支援・関係機関連携（中流）

見守り・つながり支援 生活支援・権利擁護 関係機関連携（行政・専門職等）

死後支援（下流）

死後事務（各種手続き） 遺品整理・家財処分支援 納骨・供養支援 遺族・関係者への連絡・支援

身寄りのない方も地域で最後まで支える

3つの取組の比較

	松本市 （登録制度型）	大和市 （相談＋登録・支援型）	福岡市社協 （地域伴走・支援型）
特徴	本人が情報を登録し、いざという時に活用	相談から生前準備、登録、支援まで一体的に支援	見守りから死後支援まで地域で伴走
上流（きっかけ）	終活登録の受付・情報整理	相談・講座・ノート配布など	相談・意思決定支援、つながりづくり
中流（生前準備等）	登録情報の保管・関係機関との連携	遺言・死後事務など生前準備支援、「ツナグ」登録	見守り・生活支援・権利擁護・関係機関連携
下流（もしもの時）	登録情報をもとに本人の意思を確認し支援	登録情報を活用し、葬儀・お墓等を円滑に実施	死後事務・遺品整理・納骨支援まで実施
強み	システムで効率的に管理、低コストで導入しやすい	相談窓口があり、切れ目のない支援が可能	身寄りのない方にも対応できる総合的な伴走支援が強い

箕輪町の取組のイメージ（3つの取組の良いところを取り入れた仕組み）

上流：きっかけづくり・相談

- ・終活相談窓口の設置
- ・終活講座、出前講座
- ・エンディングノート配布
- ・意思決定支援、関係づくり



まずは気軽に相談できる環境を整える

中流：生前準備・登録・見守り

- ・終活情報の登録・保管（システム）
- ・生前契約・遺言・死後事務の支援
- ・見守り・関係機関との連携



情報を整理し、つながりで支える

下流：死後支援

- ・死後事務の支援
- ・葬儀・納骨・供養の支援
- ・遺品整理・関係者への連絡支援



本人の想いを尊重し、最後まで寄り添う

目指す姿

誰もが安心して自分らしく
最期まで暮らせる
まち・箕輪町

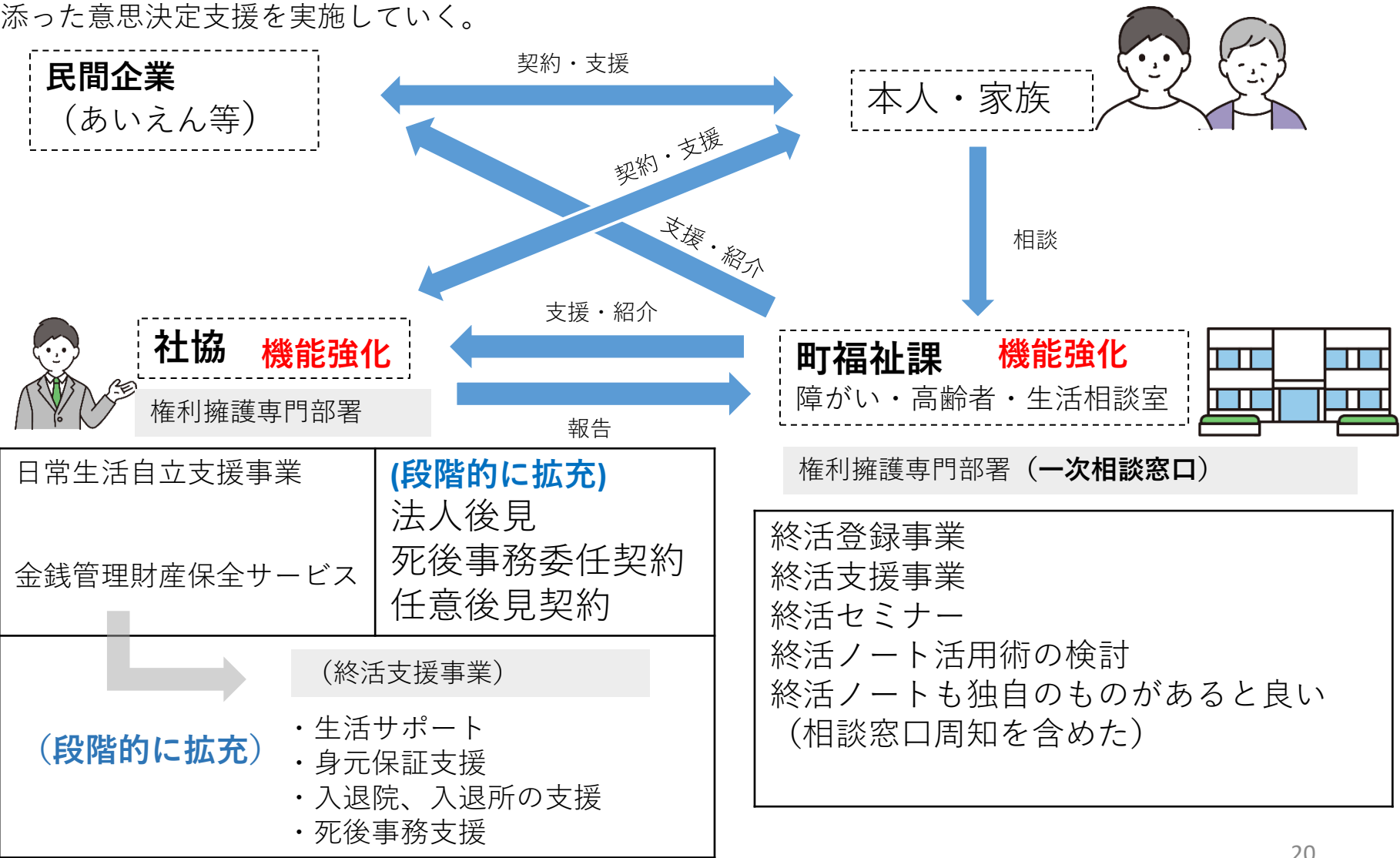


松本市・大和市・福岡市社協の良い点を取り入れ、箕輪町に合った「終活支援の仕組み」を構築していきます！



権利擁護支援について（概略）

【目的】 今後、多死社会になっていく中で親族から支援を受けることが難しく十分な資力がない、民間による支援が受けられない方について、生活課題等に対応するため死後事務委任契約により葬儀、納骨、家財処分等の対応に対する不安の解消。また、相談・生活支援の援助の対応しながら、本人の希望に寄り添った意思決定支援を実施していく。



※終活支援事業は現時点で検討案です。新たな日常生活自立支援事業の制度設計を踏まえ、対象者の整理や関係機関とのすり合わせを行いながら検討を進めます。

今後のスケジュール（案）

